〇保育を取り巻く状況

・平成 28 年以降少子化が急速に進行しており、令和７年の出生数は過去最少をさらに更新する 671,236 人、合計特殊出生率は過去最低の 1.14 と公表された（いずれも人口動態統計月報年計（概数）による）。

・保育士確保は困難を極めている。令和８年１月時点での有効求人倍率は全職種平均が 1.27 倍であるところ、保育士は 3.88 倍となっている。引き続き処遇改善と魅力発信の対応が求められる。

・令和８年４月１日時点の「保育所等関連状況取りまとめ」が公表された。待機児童が前年比 181 人の増加となった。婚姻数が増加したことによる影響のほか、保育士を確保できなかったことによる受け入れ数の減少も要因として考えられる。

〇こども政策の推進

・令和５年４月１日にこども基本法施行。

・令和５年 12 月にこども大綱とともに「はじめの 100 か月の育ちビジョン」閣議決定。

・以降これらに沿ってこども政策が進められている。

・三要領・指針の改訂（定）を検討する保育専門委員会と幼児教育 WG 合同会議の第 10 回（最終回）が６月５日に開催された。取りまとめの案が会議内で示された。今回改訂（定）においては「遊びの深まり」が注目されている。乳幼児期は自発的な遊びをとおして学び、その深まりが資質・能力を一体的に育むといった文脈が示されている。

・今後、検討会の取りまとめ、諮問への答申を経た後、令和９年３月（令和８年度末）告示、１年間の周知期間、令和 10 年度からの適用となる見込み。

・こども性暴力防止法が令和６年６月 26 日に公布された。公布から２年６か月を超えない範囲（令和８年 12 月 25 日まで）で施行とされており、こども性暴力防止法施行準備検討会において作成されたガイドラインが公表された。システムの構築など、本格実施に向けて準備が進められている。

・施行時現職者には「施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させる者」も含まれると示された。内定者が該当する。新規採用者との違いを整理しておく必要がある。

・また、事業者だけでなく従事者においても戸籍情報の登録など必要な手続きがある。現職者においては法施行前までに研修を受講しておく必要もある。研修は「座学」と「演習」を組み合わせることが必須となっている。ガイドライン 122～123 ページに含むべき内容について記載がある。

・現状においてはシステム稼働に備え対象従事者の登録用メールアドレスを収集しておくことが望ましい。登録自体は法施行後となり、分散申請の時期に応じて３期程度に分けられる模様。

〇令和８年人事院勧告

・令和８年人事院勧告においては、民間給与との較差 3.51％の解消と、賞与+0.05 月が勧告された。福祉職俸給表１級 29 号俸においては 9,800 円増となる。公定価格の改定率としては４％程度と予想される。

・最新の職種別平均賃金比較においても、保育士給与は全産業と５万円以上の差がある。引き続きの処遇改善が求められる。

〇令和８年度公定価格・基準等の見直し

・義務となっている安全計画の策定や実施に関し、行っていない施設に対する減算が令和８年７月から適用された。減算額は 1350 円/月で、基本分単価から減額される。なお、根拠法例の差異により保育所の方が幼稚園・認定こども園に比べて高いハードルが課されていることに注意が必要。

・業務継続計画（BCP）の策定は先般の熊本地震などを踏まえ、令和９年度中に義務化される見通し。今年度中に業務継続ガイドラインも改訂予定と示された。

・安全計画と事業継続計画との違いについては比較表を参照されたい。

・減算についてはもう一つ、経営情報等の報告を行っていない場合の減算も導入された。ここ de サーチに適切な情報が入力されていない場合、基本分単価から５％が減額される。報告期限を３か月以上過ぎると適用されるので、留意願いたい。

・令和８年２月時点で２割程度の施設が経営情報未入力との調査結果が出ている。保育所においては収支差率 5.2%、人件費比率 70.9％との結果である。ただし、示されたのは速報値であり、令和６年人勧分の影響なども考えられるため注意が必要。

・今年度から施設災害復旧費および設備災害復旧費の見直しがあり、適用拡大や補助上限額の引き上げなど拡充がなされた。全般により使いやすくなった印象である。

・令和８年 10 月から改正労働施策総合推進法の適用により、いわゆるカスタマーハラスメント対策が必要になる。国は現在調査研究事業に取り組んでおり、具体的なガイドライン等は検討中になっている。

〇令和９年度予算概算要求

・来年度に向けた予算概算要求の内容が公開された。今年度予算額を上回る概算要求額となっている。各事業への具体的な予算額は今後予算編成過程において検討される。

〇こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

・８月 19 日、今年度１回め、通算第 15 回の子ども・子育て支援等分科会が開催された。委員である髙谷常務理事から、公定価格の減算は本来子どものために給付されるべき費用からの減算であり、保育の質の低下を招きかねない旨の意見などを申し述べた。その他委員からの意見等詳細については全私保連ニュースを参照されたい。

・10 月 26 日に第 16 回が持ち回りで開催された。今年度要望事項に基づいて意見書を提出しており、こども家庭庁 HP に「議事概要」として掲載されている。

〇保育三団体協議会の取り組み

・令和８年度幹事団体は日保協。年度明け４月 10 日には自民党「こども・若者」輝く未来創造本部でヒアリングを受け、５月７日には保育関係銀連盟総会に出席し、要望書を提出した。

・７月１日には例年の要望活動を行い、７月 13 日に三要領・指針に係る意見書提出を文部科学省およびこども家庭庁に対し行った。

・今年度三団体要望には公定価格の改善や急激な物価高騰に係る補助について書き込まれたほか、公立施設に限り全国展開とされた満３歳未満児の給食外部搬入に対する懸念も追記された。

・10 月１日、社会福祉推進議員連盟総会に出席し、意見表明を行ったほか、10 月 30 日には全国保育関係議員連盟に出席、同日こども家庭庁や財務省に要望活動も行った。

・10 月 23 日にはこども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会に出席し、三要領・指針の一本化などについて意見を申し述べた。